

経営Q&A

回答者

日本行政書士会連合会

国際・企業経營業務部 企業支援部門

石原 静

行政書士による新型コロナウイルスで影響を受ける事業者の皆様への支援

～②「事業再構築補助金」申請のポイント～

Question

当社は、飲食店を営む中小事業者です。昨年以降の新型コロナウイルス感染症の緊急事態宣言に伴う時短営業などの影響で、売上が激減しました。今後の見通しも予測できないことから、ここで思い切って店舗での営業を廃止し、弁当の宅配事業を始めたいと検討しています。「事業再構築補助金」という制度があるそうですが、当社もこの補助金を利用できる可能性があるでしょうか。その概要や一般的な申請のプロセスを教えてくださいませんか。

Answer

「事業再構築補助金」は、新分野展開、業態転換、事業・業種転換、事業再編又はこれらの取組を通じた規模の拡大等、思い切った事業再構築に意欲を有する中小企業等の新たな挑戦を支援する国の事業です。現在は、令和3年度第4回の公募期間中です。

主な申請要件として、①売上が減少していること、②事業再構築に取り組むこと、③認定経営革新等支援機関と事業計画を策定し、一体となって事業再構築に取り組むこと等があります。このほか、緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛等により影響を受けられた皆様には「緊急事態宣言特別枠」が設けられています。

次頁以降で順次、ご説明しますが、上記の申請要件を満たす事業者の皆様には、この補助金を申請できる可能性があります。しかし、手続きを行えば自動的に補助金が受けられるものではなく、しっかりとした事業計画の策定と、その計画に沿った実際の取り組みが必要で、審査の上、予算の範囲内で採択が決定されます。

なお、jGrants（電子申請システム）での申請受付となります。これにはG Biz ID プライムが必要ですが、この発行には一定期間を要しますので、早めのID申請をお勧めします。

はじめに

新型コロナウイルスの感染拡大は、各個人が健康に向き合う契機を作り出しただけでなく、事業者の皆様にとっては、激変する経済・社会の中で、ウィズコロナ・ポストコロナの時代への対応を早急に迫られる事態となっています。

こうした中、中小企業庁では、コロナの影響で厳しい状況にある中小企業、中堅企業、個人事業主、企業組合等（以下、「中小企業等」という）を対象として「中小企業等事業再構築促進事業」を開始しました。この事業では、補助金の申請後、審査委員が審査の上、予算の範囲内で採択が決定されます。

行政書士はこの「事業再構築補助金」をはじめ、官公署に提出する書類（他の法律で定められているものを除く）を、有償で作成することができる唯一の国家資格者です。お近くの行政書士は、次のWEBサイトから検索して頂くことができます。

➡ 行政書士会員検索：<https://www.gyosei.or.jp/members-search/>

事業再構築補助金の概要

事業再構築補助金の申請要件、補助金額および補助率、公募スケジュールは次の通りです。なお簡略して記載していますので、最後に紹介するWEBサイトで詳細をご確認ください。

1) 必須申請要件——次の①②③のすべてを満たしていること

①	売上減少
②	認定経営革新等支援機関と事業計画を策定し、事業再構築に取り組む
③	補助事業終了後3～5年で付加価値額の年率平均3.0%(一部5.0%)以上増加等の達成

2) 補助金額および補助率

		補助額	補助率
中小企業	通常枠	100万円～8,000万円	2/3(6,000万円超は1/2)
	卒業枠(400社限定)	6,000万円超～1億円	2/3
	緊急事態宣言特別枠/ 最低賃金枠	(従業員数による)	3/4
中堅企業	通常枠	100万円～8,000万円	1/2(4,000万円超は1/3)
	グローバルV字回復枠 (100社限定)	8,000万円超～1億円	1/2
	緊急事態宣言特別枠/ 最低賃金枠	(従業員数による)	2/3

3) 公募スケジュール（令和3年度 第4回）

公募開始：令和3年10月28日 / 公募締切：令和3年12月21日 18:00

申請に向けた準備

事業再構築補助金の申請に向けて、まず皆様が行う準備は次の通りです。

準備（１） 電子申請の準備（G Biz ID プライムアカウントの準備）

申請は「jGrants」という電子申請システムで行います。これには「G Biz ID プライムアカウント」が必要で、このアカウントの発行には一定の時間（少なくとも 1 週間程度）が必要です。

※G Biz ID プライムアカウントの WEB サイト ➡ <https://gbiz-id.go.jp/top/>

□アカウント発行に際し、必要なものは次の通りです。

- 事業者の基本情報を記した申請書
- 印鑑証明書
- SMS を受信できる端末（携帯電話、スマートフォン）の電話番号

準備（２） 事業計画の策定準備

補助金の審査は、事業計画を基に行われます。採択されるためには、合理的で説得力のある事業計画を策定することが必要です。そのため、早い段階から準備を始められることをお勧めします。

★準備する内容としては次のようなものが挙げられます。これらは事業計画のポイントでもあります。

- 現在の企業の事業、強み・弱み、機会・脅威、事業環境、事業再構築の必要性
- 事業再構築の具体的内容（提供する製品・サービス、導入する設備、工事等）
- 事業再構築の市場の状況、自社の優位性、価格設定、課題やリスクとその解決法
- 実施体制、スケジュール、資金調達計画、収益計画（付加価値増加を含む）など

準備（３） 認定経営革新等支援機関との相談

上記（２）で準備をした事業計画は、認定経営革新等支援機関と一緒に策定するため、予め相談をしておく必要があります。認定経営革新等支援機関には、事業実施段階でのアドバイスやフォローアップも期待されています。

※「認定経営革新等支援機関」とは？

➡ 中小企業を支援できる機関として、経済産業大臣が認定した機関のことです。

全国で3万以上の金融機関、支援団体、税理士、中小企業診断士、行政書士等が認定を受けています。次の中小企業庁のサイトで検索することが可能です。

検索サイト：https://ninteishien.force.com/NSK_CertificationArea

事業計画の審査項目

前頁の準備（２）でお示しした「事業計画の策定準備」を基に、具体的な策定をしていきます。前述の通り、事業計画は、認定経営革新等支援機関と一緒に策定しますが、あくまでも事業の主体は、補助金の申請をなさる中小企業等の皆様ご自身です。

具体的な審査項目は次の１）～５）の審査項目で点数化されます（内容は簡略して記載）。

１）補助対象事業としての適格性

・補助対象事業の要件を満たすか

・補助事業終了後３～５年計画で「付加価値額」年率平均３.０％（【グローバル V 字回復枠】については ５.０％）以上の増加等を達成する取組みであるか

２）補助対象事業としての適格性

① 補助事業を適切に遂行できると期待できるか（人材、事務処理能力、財務状況等）

② 市場ニーズの考慮、市場規模の明確性、市場ニーズの有無の検証等

③ 補助事業の成果が優位性や収益性を有し、かつ事業化に至るまでの遂行方法等の妥当性。補助事業の課題の明確性と解決方法等

④ 費用対効果が高いか。現在の自社の強みの活用や既存事業とのシナジー効果の期待等

３）再構築点

① 事業再構築指針に沿った取組みであり、思い切った事業再構築を行うものであるか

② 新型コロナウイルスの影響を受けており、事業再構築を行う必要性や緊要性が高いか

③ 市場ニーズや自社の強みを踏まえ、リソースの最適化を図る取組であるか

④ 新しいビジネスモデルの構築等を通じて、地域のイノベーションに貢献し得る事業か

４）政策点

① 経済社会にとって特に重要な技術の活用等を通じて、我が国の経済成長を牽引し得るか

② 新型コロナウイルスが事業環境に与える影響を乗り越えて V 字回復を達成するために有効な投資内容

③ ニッチ分野において差別化を行い、グローバル市場でもトップの地位を築く潜在性

④ 雇用の創出や地域の経済成長を牽引する事業となることが期待できるか

⑤ 単独では解決が難しい課題について複数の事業者が連携して取組むことにより、高い生産性向上や経済的波及効果への期待ができるか

５）加点項目

・令和３年の国による緊急事態宣言の影響を受けた事業者に対する加点

・最低賃金枠申請事業者に対する加点

・経済産業省が行う EBPM（証拠に基づく政策立案）の取組への協力に対する加点

補助対象の経費

「事業再構築補助金」は、事業再構築にかかる経費のすべてが対象となるわけではありません。そこで、補助対象の範囲について確認をしておきます。

※補助対象経費の例

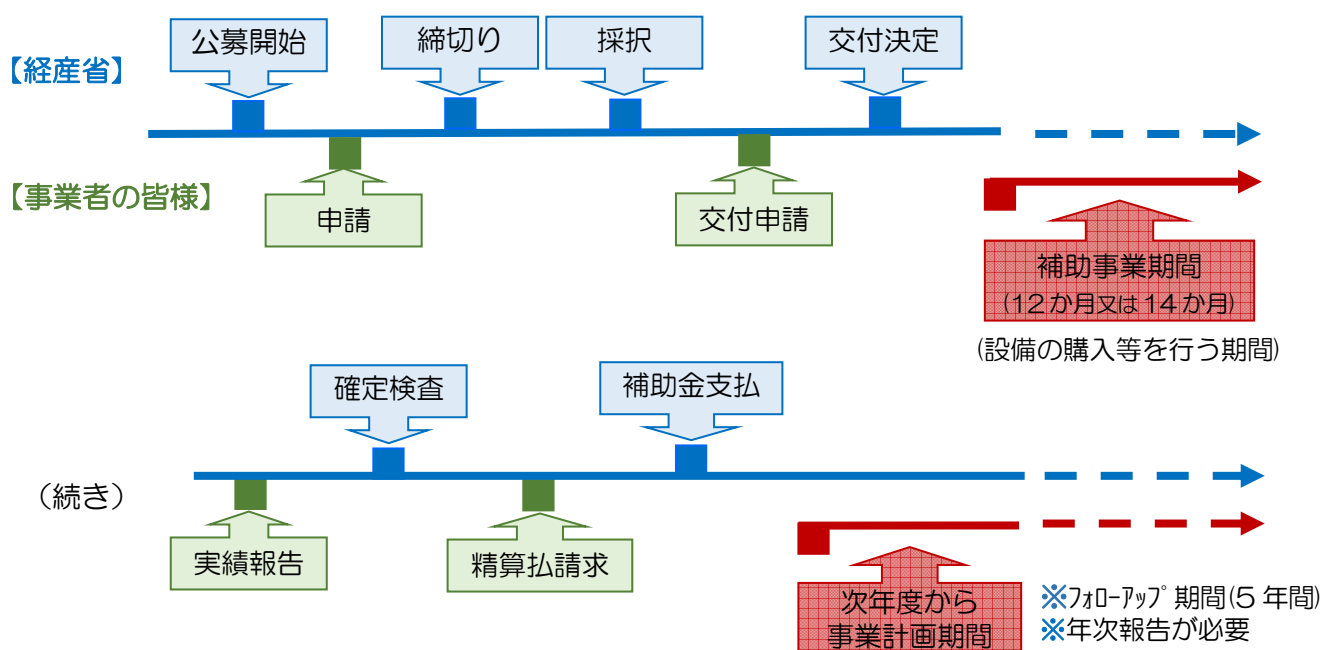
- 建物費（建物の建築・改修、建物の撤去、賃貸物件等の原状回復）
- 機械装置/システム構築費（設備、専用ソフトの購入やリース等、クラウドサービス利用費、運搬）
- 技術導入費（知的財産権導入に要する経費）、知的財産権等関連経費
- 外注費（製品開発に要する加工、設計等）、専門家経費
- 広告宣伝費・販売促進費（広告作成、媒体掲載、展示会出展等）
- 研修費（教育訓練費、講座受講等）

※補助対象とはならない経費の例

- 補助対象企業の従業員の人件費、従業員の旅費
- 不動産、株式、公道を走る車両、汎用品（パソコン、スマートフォン、家具等）の購入
- フランチャイズ加盟料、販売する商品の原材料費、消耗品費、光熱水費、通信費

補助事業の流れ

補助事業の流れについて図示いたします。補助事業の着手（購入契約の締結等）は、原則として交付決定後となります。



添付資料

申請にあたり、添付する資料は次の通りです

- ① 事業計画書
- ② 認定経営革新等支援機関・金融機関による確認書
- ③ コロナ以前に比べて売上高が減少したことを示す書類
- ④ コロナ以前に比べて付加価値額が減少したことを示す書類
- ⑤ 決算書等
- ⑥ 経済産業省ミラサポ plus「電子申請サポート」により作成した事業財務情報

※この他、応募枠によって添付する資料が異なります。詳しくは公募要領をご覧ください

➡ <https://jigyousaikouchiku.go.jp/pdf/koubo003.pdf>

(参考) 事業再構築補助金に関するWEBサイトについて

小稿では紙面に限りがあるため、全体を概括するにとどめており、記述内容もかなり簡略化しています。そこで実際に事業再構築補助金の申請を検討される皆様におかれましては、ここで触れることのできなかった用語の確認などをはじめ、詳細について次のWEBサイトで是非ともご確認をお願いいたします（小稿も、これらのWEBサイトを参照して作成しました）。

ポストコロナの時代を、各事業者の皆様が切り拓き、事業が永続的に発展されますことを、心よりお祈り申し上げます。

■経済産業省 事業再構築補助金

https://www.meti.go.jp/covid-19/jigyo_saikoutiku/index.html

■中小企業庁 認定経営革新等支援機関検索システム（再掲）

https://ninteishien.force.com/NSK_CertificationArea

■デジタル庁 gBizID（GビズIDアカウントの取得）

<https://gbiz-id.go.jp/top/>

《執筆者紹介》

石原 静（いしはら しずか）

平成7年12月 行政書士登録

令和元年7月～ 日本行政書士会連合会 国際・企業経営業務部 企業支援部門部員

令和3年5月～ 東京都行政書士会 副会長

ホームページ：<https://www.gyosei.or.jp/>

行政書士会員検索：<https://www.gyosei.or.jp/members-search/>